平成２８年（フ）第４６０７号
大阪府寝屋川市日之出町12番８号（23号）
債務者　井方　愛基
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５１号
大阪市生野区巽北４丁目14番19号　キララたつみ　601、前住所大阪市生野区小路東４丁目３番25号　タイケマンション　502号
債務者　松岡勝こと　金　　斗奎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５５号
大阪市東成区東今里１丁目５番２―501号
債務者　髙木　　充（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２６号
大阪市旭区新森２―16―11―502、住民票上の住所大阪市城東区関目５丁目19番13―108号
債務者　辻　　嵩博
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４２号
大阪市西淀川区大和田６丁目９番８号　ラフィーネ井上101号室
債務者　梶木由美子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８３号
大阪府八尾市萱振町３丁目106番地
債務者　有瀧　博文
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６２号
大阪市阿倍野区美章園２丁目６番26号　ＡＩＲＯＳＥ美章園402号
債務者　和田　英樹
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９１号
大阪市城東区森之宮２丁目７番1204号
債務者　伊藤　一葉
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２号
大阪府吹田市出口町34番Ｃ５―802号
債務者　天野　　宏
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８号
大阪市旭区新森２丁目24―20　真心会病院、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町１丁目８番13号
債務者　髙田　**辰**美
法定代理人成年後見人　中山　泰道
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２号
岩手県宮古市佐原３丁目９番３号、旧住所埼玉県所沢市大字上安松594番地の４　内野コーポ206
債務者　高平まり子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月９日午前11時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第５２６７号
大阪市生野区中川西３丁目８番15号
債務者　ジェネレーションこと　大野　光美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５２号
大阪市住吉区苅田４丁目７番５―802号
債務者　井上　典子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２０号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―609号、前住所大阪市西区南堀江４丁目30番21―507号
債務者　吉田　誠二
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８号
東京都板橋区前野町３丁目47―２―202
債務者　塚越　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９号
東京都狛江市東野川４丁目６―３―101
債務者　矢野　達也
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部